

## 第2章 職員の給与の状況

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (17年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B / A	(参考) 16年度の人件費率
17年度	48,824人	25,804,517千円	1,131,132千円	3,998,407千円	15.5%	19.1%

(資料：平成17年度地方財政状況調査表)

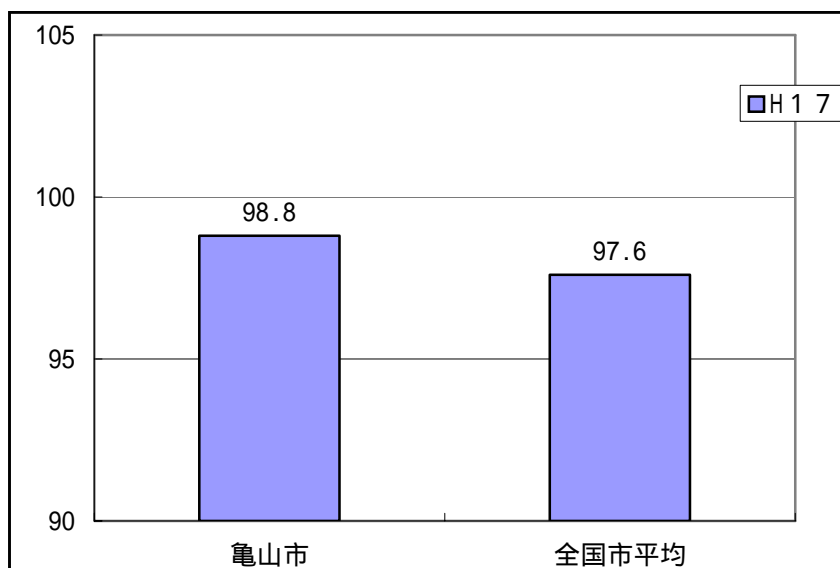
#### (2) 職員給与費の状況（普通会計予算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり給与費 B / A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
18年度	471人	1,907,844千円	284,807千円	786,473千円	2,979,124千円	6,325千円

(資料：平成18年度当初予算書)

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
 2 給与費は当初予算に計上された額です。  
 3 普通会計とは、一般会計、国民健康保険事業会計、老人保健医療事業会計を合算した会計です。

#### (3) ラスパイレス指数の状況（4月1日現在）



- (注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
一般行政職	41.1歳	338,400円	415,800円 (371,000円)
技能労務職	51.0歳	312,900円	338,900円 (326,200円)
医療職	36.1歳	311,300円	416,800円 (340,700円)
医 師	45.2歳	507,200円	971,100円 (643,600円)
医療技師	40.9歳	316,400円	400,900円 (340,000円)
看護師	34.10歳	282,500円	340,300円 (297,500円)

（資料：平成18年度給与実態調査）

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成18年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均です。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などの諸手当の額を合計したものです。このうち、上段はこれら全ての諸手当込みのものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
- 3 ( )内は、時間外勤務手当、特殊勤務手当を除く額です。

### (2) 職員の初任給の状況（平成18年4月1日現在）

		初任給	2年後の給料
一般行政職	大学卒	159,700円	180,400円
	高校卒	138,400円	151,000円
技能労務職	高校卒	145,100円	155,500円
医療職(医師)	大学卒	306,700円	331,100円
医療職(医療技師)	大学卒	182,400円	200,300円
医療職(看護師)	短大3卒	201,600円	218,500円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成18年4月1日現在）

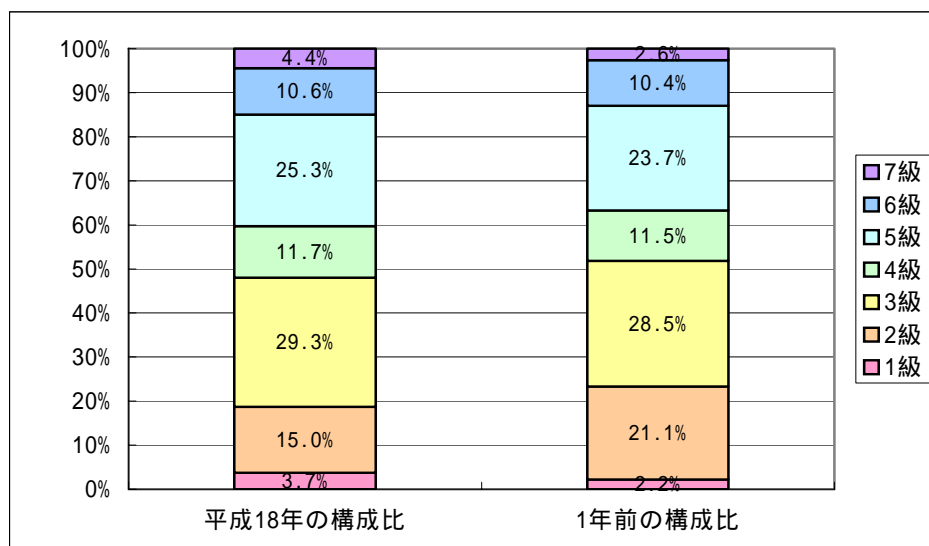
区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	256,600円	294,200円	349,000円
	高校卒	216,600円	264,300円	301,300円
技能労務職	高校卒	208,800円	250,400円	274,400円
医療職(医師)	大学卒	452,400円	493,000円	517,500円
医療職(医療技師)	大学卒	253,800円	298,700円	322,700円
医療職(看護師)	短大3卒	267,200円	305,200円	343,900円

**3 一般行政職の級別職員数等の状況**

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（平成18年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	定型的な業務を行う職務	10人	3.7%
2 級	1 主任の職務 2 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務	41人	15.0%
3 級	主査の職務	80人	29.3%
4 級	主任主査の職務	32人	11.7%
5 級	室長及び主幹の職務又はこれに相当する職務	69人	25.3%
6 級	参事、総括及び困難な業務を分掌する室長の職務又はこれに相当する職務	29人	10.6%
7 級	消防長、理事、部長及びこれに相当する職務又は困難な業務を分掌する参事の職務	12人	4.4%

- (注) 1 亀山市職員給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



## (2) 昇給期間短縮の状況

区 分		全 職 種
16年度	職 員 数 A	634人
	普通昇給期間（12月）を 短縮して昇給した職員数 B	36人
	比 率 B / A	5.7%
17年度	職 員 数 A	604人
	普通昇給期間（12月）を 短縮して昇給した職員数 B	33人
	比 率 B / A	5.5%

## 4 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

1人当たり平均支給額 (平成17年度)	1,610千円		
平成17年度支給割合	期末手当	勤勉手当	
	6月期 (0.75)月分	1.4月分 (0.35)月分	0.70月分 (0.35)月分
	12月期 (0.75)月分	1.6月分 (0.40)月分	0.75月分 (0.40)月分
加算措置	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5% ~ 15%		

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合です。

### (2) 退職手当（平成18年4月1日現在）

支 給 率	自己都合	勤奨・定年
	勤続20年	23.50月分 30.55月分
	勤続25年	33.50月分 41.34月分
	勤続35年	47.50月分 59.28月分
	最高限度額	47.50月分 59.28月分
その他の加算措置	定年早期退職特例措置 2% ~ 20%加算	
1人当たり平均支給額 (平成17年度)	自己都合	2,028千円
	勤奨・定年	20,515千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した全職種に係る職員に支給された平均額です。

### (3) 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）	- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	- 円	
支給対象	支給率	支給対象職員数
医師	20%	11人
医師以外の職員	1%	593人

（注） 地域手当・・・平成18年度新設

### (4) 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（平成17年度決算）	65,168千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	366,000円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（平成17年度）	26.0%		
手当の種類（手当数）	5種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給単価
防疫手当	市民部職員	感染症の病原体に汚染され、又は汚染された疑いがある物件の消毒作業及びねずみ族、昆虫等の駆除作業に従事したとき。	日額 400円
	産業建設部職員	感染症の病原体を有する家畜若しくはその疑いのある家畜に対する防疫作業又は人体に有害な薬品を使用して植物の防疫作業若しくは害虫の駆除作業に従事したとき。	日額 400円
危険及び不快手当	保健福祉部職員	行旅病人の救護に従事したとき。	日額 1,500円
		行旅死亡人の処理に従事したとき。	日額 3,000円
	環境森林部職員	じんかい収集又は焼却場の処理作業に従事したとき。	日額 850円
特殊手当	消防職員	消防職員が消火作業又は救急患者の搬送に従事したとき。	1件 300円
	上下水道部職員	業務の都合上待機を命ぜられたとき。	1回 1,000円
病院手当	看護師	年未年始において、市長が別に定める業務に従事したとき。	市長が業務によって定める額
		看護師等が正規の勤務時間による勤務の一部又は全部を深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。)において行われる看護等の業務に従事したとき。	
		(1) 深夜における勤務時間が4時間以上の場合	1回 3,300円
		(2) 深夜における勤務時間が2時間以上4時間未満の場合	1回 2,900円
(3) 深夜における勤務時間が1時間以上2時間未満の場合	1回 2,000円		
(4) 深夜における勤務時間が1時間未満の場合	1回 1,200円		

	放射線技師	診療放射線技師又は市長がこれに準ずると認め た職員が放射線撮影業務に従事したとき。 (1) 放射線技師 (2) その他の職員	月額 6,000円 日額 230円
	病院に勤務する医師 以外の職員	医師以外の者が死体解剖に従事したとき。	1体 2,000円
	病院に勤務する職員	業務の都合上待機を命ぜられたとき。	1回 2,000円
	看護師	遅出勤務に従事したとき。	1回 800円
	病院に勤務する職員	次の職員が亀山市立医療センターに勤務したと き。 (1) 臨床検査技師、理学療法士及び臨床工学技士 (2) 薬剤師、管理栄養士及び診療放射線技師 (3) 看護師及び准看護師	月額 8,000円 月額 5,000円 月額 8,000円
研究手当	医師	次の職員が医療に関する研究、調査等に従事した とき。 (1) 院長 (2) 副院長 (3) 学卒後10年以上の医師 (4) 学卒後7年以上10年未満の医師 (5) 学卒後3年以上7年未満の医師 (6) 学卒後3年未満の医師	月額 280,000円 月額 260,000円 月額 240,000円 月額 200,000円 月額 180,000円 月額 80,000円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績（平成17年度決算）	109,008千円
職員1人当たり平均支給年額（平成17年度決算）	231千円

（注） 支給実績及び平均支給年額は、普通会計の額です。

#### (6) その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価（月額）	国の制度との異同
扶養手当	扶養親族を扶養している職員に支給 ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 ・1,2人 6,000円 ・3人目～ 5,000円 ・特定期間の加算（16歳～22歳） 5,000円	同
住居手当	借家・借間居住職員及び自宅居住職員に支給 ・借家・借間居住職員 支給限度額 27,000円 ・自宅（新築又は購入後5年間） 2,500円	同

通勤手当	通勤に交通機関又は交通用具を利用している職員に支給 ・交通機関等利用者 最高限度額 55,000円 最長期間の定期相当額を支給単位期間で除した額の限度額 ・交通用具使用者(2km以上) 2,000円～24,500円	同
管理職手当	管理、監督の職にある職員に給料月額9～15%を支給	同
管理職特別手当	管理、監督の職にある職員が臨時又は緊急の必要性等を有する業務のため、週休日又は休日に勤務した場合に4,000円～8,000円を支給	同

## 5 特別職の報酬等の状況（平成18年4月1日現在）

区 分		給料月額等
給料	市長	995,000円
	助役	745,000円
	収入役	690,000円
報酬	議長	495,000円
	副議長	420,000円
	旧亀山市議員	390,000円
	旧関町議員(委員長)	225,000円
	旧関町議員	215,000円
		合併在任特例期間中の額
期末手当	市長	(平成17年度支給割合)
	助役	6月期 2.10月分
	収入役	12月期 2.35月分
	議長	(平成17年度支給割合)
	副議長	6月期 1.90月分
	議員	12月期 2.15月分
退職手当	市長	(算定方式) (支給時期)
	助役	給料月額×在職年数×450/100 任期終了時
	収入役	給料月額×在職年数×280/100 任期終了時
		給料月額×在職年数×250/100 任期終了時